

旅 費 規 程

社会福祉法人 釧路愛育協会

目 次

目 的	1
旅 費	1
出張命令等	1
出張の交通機関	1
復 命	1
出張の種類	1
旅費の種類及び等級区分	1
旅費の計算	1
鉄 道 賃	1
船 賃	2
バス賃及び車賃	2
航 空 賃	2
宿 泊 料	2
日 当	2
割 増	2
公用車の使用	2
打ち切り旅費	2
旅費の支給	2
役員及び委嘱者等の出張	2

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人釧路愛育協会就業規程第 6 2 条及び契約職員規程第 6 6 条により、職務のため旅行する職員に対する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 職員が用務のため旅行する場合は、旅費を支給する。

2. 職員が出張中に死亡した場合は、その遺族（3 名以内）に対して旅費を支給する。
3. 職員以外の者が法人又は施設の委嘱により業務を遂行する場合は、旅費を支給する。

(出張命令等)

第 3 条 職員の出張は、所轄の長の命令により行うものとする。ただし、所轄の長の出張は理事長が命令する。

2. 出張する場合に時間、勤務等の指定をすることができる。
3. 出張中の職員が用務又はやむを得ない事由のため旅行地、旅行期間等を変更しなければならないときは、すみやかに出張命令者にその旨を報告し指示を受けなければならない。

(出張の交通機関)

第 4 条 出張は、出張命令者が指定する鉄道、船舶、バス、航空機、その他一般的に使用される交通機関、又は公用車もしくは借上車とする。

(復命)

第 5 条 出張より帰着したときは、1 週間以内に様式第 1 号により復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口答をもって報告することができる。

(出張の種類)

第 6 条 出張の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日帰り出張 おおむね片道 100 キロメートル以上で即日帰着する出張
- (2) 一般出張 日帰り出張以外の出張

(旅費の種類及び等級区分)

第 7 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、別表第 1 により支給する。

(旅費の計算)

第 8 条 旅費は、もっとも合理的な経路及び方法により計算する。ただし、職務の都合又は天災その他やむを得ない場合は、実際の経路による。

(鉄道賃)

第 9 条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金、座席指定料とする。

2. 第 1 項定める急行料金は、次の各号に該当する場合支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する路線による旅行でおおむね片道 120 キロメートル以上の場合

(2) 普通急行列車を運行する路線による旅行でおおむね片道60キロメートル以上の場合

3. 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行でおおむね片道100キロメートルの場合支給する。

(船 賃)

第10条 船賃は、水路に応じて運賃を支給する。

2. 船賃に等級の区分があるときは、必要と認めた場合にかぎり上級運賃を支給することができる。

(バス賃及び車賃)

第11条 バス賃及び車賃は、その路線に要する実費を支給する。

(航空賃)

第12条 航空運賃は、その路線に要する実費を支給する。

(宿泊料)

第13条 宿泊料は宿泊夜数に応じ別表第1の定額により支給する。

2. 宿舎が指定されている場合は、前項の規定にかかわらず実費を指定する。

3. 船中及び飛行中における宿泊料は支給しない。

(日 当)

第14条 日当は、旅行の日数に応じ別表第1の定額により支給する。

2. 会議、打ち合わせ等業務のため、おおむね片道100キロメートルを越える日帰り出張の場合は、別表第1の定額により支給する。

3. 入所者のレクリエーション等のため、おおむね片道100キロメートルを越える日帰り主張の場合は、別表第1の定額により支給する。

(公用車の使用)

第15条 公用車を使用する場合は、交通費は支給しない。

(打ち切り旅費)

第16条 用務、その他の状況により、旅費の全額もしくはその一部を支給しないことがある。

(旅費の支給)

第17条 旅費は精算払いとする。なお、これによりがたいときは概算払いとすることができる。

(役員及び委嘱者等の出張)

第18条 役員及び委嘱者等の出張は、理事長が命令し、旅費の支給はこの規程を準用する。

附 則

1. この規程は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

復 命 書

<p>復 命 書</p> <p>殿</p> <p>平成 年 月</p> <p>職名 氏名</p> <p>下 記 の と お り 復 命 致 し ま す 。</p>	
出張期間	自 平成 年 月 日 (日間) 至 平成 年 月 日
出張先名	
出張用務	
出張の結果、内容概要	

別表第 1

出 張 旅 費

等 級 区 分	1	2	3	4	5
職 制	法人役員	園 長 副 園 長	課 長 課長補佐	係 長 主 査 主 任	係 員
日 当	2,500	2,300	2,200	2,100	2,000
宿 泊	14,000	12,000	11,000	10,000	9,000